

『板木県周遊セットプラン』利用約款 改定前		『板木県周遊セットプラン』利用約款 改定前	
	2024年9月24日 制定		2024年9月24日 制定 2025年8月19日 改定
(通常)		(通常)	
第1条		第1条	
本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する『板木県周遊セットプラン』とドラぶらの旅の旅行商品（以下「旅行商品」といいます。）を合わせて利用する場合の、高速道路の利用にかかる部分（以下「本商品」といいます。）について適用します。		本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する『板木県周遊セットプラン』とドラぶらの旅の旅行商品（以下「旅行商品」といいます。）又は当社ホームページに定める宿泊施設・観光施設等の商品（以下「対象商品」といいます。）を合わせて利用する場合の、高速道路の利用にかかる部分（以下「本商品」といいます。）について適用します。	
第2条～第4条 省略（変更なし）		第2条～第4条 省略（変更なし）	
(実施期間等)		(実施期間等)	
第5条		第5条	
本商品の実施期間は、2024年10月1日（火）から当社が別途定める日までのうち、旅行商品の販売期間によるものとします。		本商品の実施期間は、2025年8月26日（火）から当社が別途定める日までのうち、旅行商品又は対象商品の販売期間によるものとします。	
2 本商品の利用期間は、前項の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大2日間（利用開始日の0時から利用最終日の24時まで）。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで）とします。		2 本商品の利用期間は、前項の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大2日間（利用開始日の0時から利用最終日の24時まで）。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで）とします。	
ただし、次の号に記載する期間に該当する日を含む日が可能期間に含むお申込みはできません。		ただし、各号に定める期間に該当する日を含む日が可能期間に含むお申込みはできません。	
一 当社が別途指定した日（当該日が決まり次第、本商品のホームページにてお知らせします。）		一 当社が別途指定した日（当該日が決まり次第、本商品のホームページにてお知らせします。）	
3 各号に記載する旅行の判定は、入口料金または出口料金の通行時にるものとします。ただし、本料金所が設置されているIC（奥越自動車道 新富本郷料金所、東北自動車道 滝川本郷料金所、常磐自動車道 三郷本郷料金所）では、本料金所の通行日時もって判定します。		3 各号に記載する旅行の判定は、入口料金または出口料金の通行時にるものとします。ただし、本料金所が設置されているIC（奥越自動車道 新富本郷料金所、東北自動車道 滝川本郷料金所、常磐自動車道 三郷本郷料金所）では、本料金所の通行日時もって判定します。	
4 旅行商品のご利用が確認できない場合、本商品は利用できません。		4 旅行商品 又は対象商品のご利用が確認できない場合、本商品は利用できません。	
(申込方法等)		(申込方法等)	
第6条		第6条	
本商品は、旅行商品と合わせて利用する場合のみ利用することができます。なお、本商品の申込み以前の通行は本商品の適用を受けません。		本商品は、旅行商品 又は対象商品と合わせて利用する場合のみ利用することができます。なお、本商品の申込み以前の通行は本商品の適用を受けません。	
2 旅行商品の申込みと合わせて、本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社旅行ホームページ内のドラぶらの旅の応募規定の締切日までに申込みください。なお、本商品申込みの際は、利用開始日・車種・申込者氏名、お住まいの都道府県、電子メールアドレス、連絡先電話番号、ETCカード番号及びETCカードの有効期限（以下「登録内容」といいます。）のほかドラぶらの旅のホームページで求めた項目を登録してください。		2 旅行商品の申込みと合わせて、本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社旅行ホームページ内のドラぶらの旅の応募規定の締切日までに申込みください。なお、本商品申込みの際は、利用開始日・車種・申込者氏名、お住まいの都道府県、電子メールアドレス、連絡先電話番号、ETCカード番号及びETCカードの有効期限（以下「登録内容」といいます。）のほかドラぶらの旅のホームページで求めた項目を登録してください。	
3 当社は、申込みされた内容を正常に確認し、受付手続きが完了したときは、登録内容を確認したことを知らせる電子メールを申込者へ送信するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該電子メール送信時をもって同条第2項及び第3項の申込内容を有効とします。		3 対象商品の申込みと合わせて、本商品を利用する場合は、事前に発売を行う事業者（以下「事業者」という。）ホームページから、対象商品を予約ください。また、対象商品の予約と別に、本約款に定める事項を承諾のうえ、利用開始ページで旅行商品のホームページにて対象商品を申込みください。なお、本商品申込みの際は、登録内容のほか対象商品の施設名、施設利用料金等（以下「登録内容」といいます。）を記入して下さい。	
5 申込時に登録されたETCカード（以下「登録ETCカード」といいます。）の利用可否は発行カード会社または運送会社の認めたものとします。本商品の申込みが完了したことをもって、申込時の登録ETCカードが高速道路を利用できることを証明するものではありません。		4 本商品の申込みについて、申込ができる件数は、旅行商品及び対象商品の予約件数につき1件（1台）とします。対象商品のご利用できる件数は、対象商品によるものとし、そのご利用可能件数については、本商品のホームページに定めるものとします。	
6 当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本商品に申込みできません。		5 当社は、申込みされた内容を正常に確認し、受付手続きが完了したときには、登録内容を確認したことを知らせる電子メールを申込者へ送信するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該電子メール送信時をもって同条第2項及び第3項の申込内容を有効とします。	
7 本商品は、本条各項の規定にかかわらず第12条の規定に該当したときは、本商品の適用対象外若しくは本商品の申込みを無効とし、第8条第2項に記載する料金に該当する場合であっても、当社は、通常の料金（ETC時間帯割引が適用される場合、ETC時間帯割引適用後の料金、以下同じ。）の支払いを要受けます。		6 申込時に登録されたETCカード（以下「登録ETCカード」といいます。）の利用可否は発行カード会社または六会社の定めによるため、本商品の申込みが完了したことをもって、申込時の登録ETCカードが高速道路を利用できることを証明するものではありません。	
8 当社が実施する他の企画割引利用料金が同一日の申込を同一の申込者にて複数回登録する場合は、第13条第2項に定められた解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客様が意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。		7 当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本商品に申込みできません。	
第7条 省略（変更なし）		第7条 省略（変更なし）	
(利用方法)		(利用方法)	
第8条		第8条	
本商品の利用は、申込時に登録した利用期間内に、次の各項で示す方法でご利用ください。		本商品の利用は、申込時に登録した利用期間内に、次の各項で示す方法でご利用ください。	
2 申込時に登録した利用期間内に、別表に定める区間の通行にご利用ください。（回数制限なし）		2 申込時に登録した利用期間内に、別表に定める区間の通行にご利用ください。（回数制限なし）	
ただし申用開始の判断は、本商品の対象となる通行のうち、利用開始日（ただし、利用開始日当日に申込の場合には申し込んだ手続を完了）以外の最終通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金（ETC時間帯割引が適用される場合、ETC時間帯割引適用後の料金、以下同じ。）の支払いを要受けます。		ただし申用開始の判断は、本商品の対象となる通行のうち、利用開始日（ただし、利用開始日当日に申込の場合には申し込んだ手続を完了）以外の最終通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金（ETC時間帯割引が適用される場合、ETC時間帯割引適用後の料金、以下同じ。）の支払いを要受けます。	
3 高速道路の通行料金によっては、途中のIC等で退出を余分な料金を支払う場合には、当社が指すIC等から退出し、進行方向に向かって通行止め区间より先のIC等（通行止め解除後は当該通行止め区间のICを含む）から高速道路へ進入してください。		3 高速道路の通行料金によっては、途中のIC等で退出を余分な料金を支払う場合には、当社の指定するIC等から退出し、進行方向に向かって通行止め区间より先のIC等（通行止め解除後は当該通行止め区间のICを含む）から高速道路へ进入してください。	
4 本商品を利用する場合は、申込時に登録した車種（以下「登録車種」といいます。）に属する自動車1台で通行してください。登録車種により車種で通行料金を支払う場合は、当社が登録車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。		4 本商品を利用する場合は、申込時に登録した車種（以下「登録車種」といいます。）に属する自動車1台で通行してください。登録車種により車種で通行料金を支払う場合は、当社が登録車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。	
5 料金所においては、登録ETCカードをETC車載器に挿し、ETCレンジをETC無線通信により通行してください。		5 料金所においては、登録 ET CカードをETC車載器に挿し、ETCレンジをETC無線通信により通行してください。	
6 入口料金所のETCレンジが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レンジもしくは混在レンまたはサポートレンジで通行料金を支払う取り、出口料金所においては、一般レンジもしくは混在レンまたはサポートレンの料金所係員に登録ETCカードと入口通行券を渡してください。出口料金所のETCレンジが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レンジもしくは混在レンまたはサポートレンの料金所係員に登録ETCカードをお渡しください。いずれの場合、本商品が適用されません。なお、一般レンジもしくは混在レンまたはサポートレンに料金精算機が設置されてる料金所では、料金精算機による出口料金と算定となりますので、利用方法が分からぬ場合は係員呼びボタンを押し係員の指示に従ってください。		6 入口料金所のETCレンジが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レンジもしくは混在レンまたはサポートレンで通行料金を支払う取り、出口料金所においては、一般レンジもしくは混在レンまたはサポートレンの料金所係員に登録ETCカードと入口通行券を渡してください。出口料金所のETCレンジが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レンジもしくは混在レンまたはサポートレンの料金所係員に登録ETCカードをお渡しください。いずれの場合も本商品が適用されません。なお、一般レンジもしくは混在レンまたはサポートレンに料金精算機が設置されてる料金所では、料金精算機による出口料金と算定となりますので、利用方法が分からぬ場合は係員呼びボタンを押し係員の指示に従ってください。	
7 対象商品を利用する場合は、ホームページに定める方法でご利用ください。		7 対象商品を利用する場合は、ホームページに定める方法でご利用ください。	
第9条～第10条 省略（変更なし）		第9条～第10条 省略（変更なし）	
(ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与)		(ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与)	
第11条		第11条	
2024年10月1日（火）から2025年3月31日（月）までのうち、旅行商品もしくは対象商品の販売期間における、毎曜日から金曜までの間の毎日のみ登録料金にて申込み、第8条第2項に定める通行を行った場合、ETCマイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント付与するものとします。		2024年10月1日（火）から当社が別途定める日までの期間における、旅行商品もしくは対象商品の販売期間における、毎曜日から金曜までの間の毎日のみ登録料金にて申込み、第8条第2項に定める通行を行った場合、ETCマイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント付与するものとします。	
2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。		2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。	
(適用対象外及び無効)		(適用対象外及び無効)	
第12条		第12条	
各通行料金の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。		各通行料金の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。	
一 本商品の利用時に無効なETCカードが登録されているとき		一 本商品の利用時に無効なETCカードが登録されているとき	
二 申込時の登録内容に誤りがあるとき		二 申込時の登録内容に誤りがあるとき	
三 登録ETCカードの名義が本商品の申込者又はその家族等でないとき。ETCカードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人の社員でないとき		三 登録ETCカードの名義が本商品の申込者又はその家族等でないとき。ETCカードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人の社員でないとき	
四 登録ETCカード以外のETCカードを使用したとき		四 登録ETCカード以外のETCカードを使用したとき	
五 登録車種により上の車種で通行した時		五 登録車種により上の車種で通行した時	
六 本商品が最初に登録された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき		六 本商品が最初に登録された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき	
七 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通行したとき		七 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通行したとき	
八 入口料金所を利⽤する場合に限り、利用最終日の翌日までに出口料金所を通行しなかったとき		八 入口料金所を利⽤する場合に限り、利用最終日の翌日までに出口料金所を通行しなかったとき	
九 第8条第2項に定める通行料金以外の料金を支払ったとき、ただし、周遊エリア外のIC相互通用を通行した場合、周遊エリア内にある部分と周遊エリア外にかかる部分で料金を割り、前者は本商品の適用対象となり、後者は通常の料金の支払いを要します（ETC時間帯割引適用による料金は分割割引の入出時間、出口時間となります）。この時間帯割引適用となる場合は、周遊エリアに直通のETCカードを購入する場合は、周遊エリアに直通のIC（ただし、スマートICを除く）から分割するものとします。また、入口IC、出口ICとともに周遊エリア外のときは、周遊エリアを通過した場合であっても該当通行の全期間が本商品の適用外となります。		九 第8条第2項に定める通行料金以外の料金を支払ったとき、ただし、周遊エリア外のIC相互通用を通行した場合、周遊エリア内にある部分と周遊エリア外にかかる部分で料金を割り、前者は本商品の適用対象となり、後者は通常の料金の支払いを要します（ETC時間帯割引適用による料金は分割割引の入出時間、出口時間となります）。この時間帯割引適用となる場合は、周遊エリアに直通のETCカードを購入する場合は、周遊エリアに直通のIC（ただし、スマートICを除く）から分割するものとします。また、入口IC、出口ICとともに周遊エリア外のときは、周遊エリアを通過した場合であっても該当通行の全期間が本商品の適用外となります。	
2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、その通行について通常の料金の支払いを受けます。		2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、その通行について通常の料金の支払いを受けます。	
一 各社の利用規約に違反した場合		一 各社の利用規約に違反した場合	
二 登録ETCカードの名義が本商品の申込者又はその家族等でないとき		二 登録ETCカードの名義が本商品の申込者又はその家族等でないとき	
三 セットアップされたETC車載器を自動車に取り付けず運行したとき		三 セットアップされたETC車載器を自動車に取り付けず運行したとき	
四 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき		四 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき	
第13条～第16条 省略（変更なし）		第13条～第16条 省略（変更なし）	
(附則)		(附則)	
本約款は、2024年10月1日（火）から施行します。		本約款は、2025年8月19日（火）14時以降の申込かつ2025年8月26日（火）以降の利用開始分から適用します。	
別紙1 省略（変更なし）		別紙1 省略（変更なし）	
別紙2 省略（変更なし）		別紙2 省略（変更なし）	